

Ⅱ 軽微事案処理簿

1. 港湾区域の変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
10月20日	平良市	平良港港湾区域の変更
	宮崎県	細島港港湾区域の変更
	釧路市	釧路港港湾区域の変更

2. 鉄道の旅客運賃設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔設定された運賃〕
10月20日	京浜急行電鉄株式会社	1. 路 線：羽田駅—羽田空港駅（空港線） 2. 普通旅客運賃：170円 3. 定期旅客運賃（1か月） (1)通勤定期旅客運賃：6,050円 (2)通学定期旅客運賃：1,970円 (注) 羽田駅は11月18日から「天空橋」駅と駅名変更

3. 鉄道の特別急行料金設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
12月24日	東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	山陽新幹線厚狹駅新設に伴う新幹線特別急行料金の設定 指定席特別急行料金（抜粋） 東京—厚狹 7,760円 博多—厚狹 2,920円

4. 一般乗合旅客自動車運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔新たに設けられた路線（運行系統）〕
10月8日	井笠鉄道株式会社	運行系統：神 辺～大 阪
10月22日	日立電鉄株式会社	運行系統：いわき・日立～成田空港・海浜幕張駅 ほか6系統
10月27日	成田空港交通株式会社	運行系統：東京ディズニーランド・成田空港～石巻 運行系統：成田空港・東京ディズニーランド～金沢
10月29日	日本交通株式会社	運行系統：大阪（弁天町）～鳥取〔梅田、智頭経由〕 ほか13系統

5. 一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
12月1日	北見バス株式会社 北海道北見バス株式会社	譲渡人 北見バス株式会社 譲受人 北海道北見バス株式会社

6. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔月 日〕

11月17日

〔申 請 者〕

株式会社日本エアシステム

〔設 定 さ れ た 運 賃〕

1. 区 間 大 阪～松 山

2. 旅客運賃（税込）

大人 （最高額） 17,185円

（最低額） 10,850円

3. 貨物運賃（略）

Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

1. 鉄道の旅客運賃変更及び設定認可

〔諮問月日〕
12月22日

〔事案番号〕
平10第4008号

〔申請者〕
相模鉄道株式会社

〔事案の内容〕
1. 普通旅客運賃

現行の3キロメートルまで130円、3キロメートルを超え7キロメートルまで150円、7キロメートルを超え15キロメートルまでの部分4キロメートルまでを増すごとに30円加算、15キロメートルを超え19キロメートルまで230円、19キロメートルを超え23キロメートルまで260円、23キロメートルを超え25キロメートルまで280円の対キロ区間制運賃、ただし、いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車キロに応じ、6キロメートルまでは20円の加算額、6キロメートルを超え9キロメートルまでは40円の加算額、を最高額とする運賃を、3キロメートルまで140円、3キロメートルを超え7キロメートルまで170円、7キロメートルを超え11キロメートルまで200円、11キロメートルを超え15キロメートルまで220円、15キロメートルを超え19キロメートルまで250円、19キロメートルを超え23キロメートルまで270円、23キロメートルを超え26キロメートルまで300円とする対キロ区間制運賃、ただし、いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、(1)二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は40円の加算額、ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6キロメートル以下の場合は20円の加算額、(2)いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は30円の加算額、同区間と(1)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算した加算額、を最高額とする運賃に変更及び設定する。

2. 定期旅客運賃（1か月）

現行運賃を、通勤定期旅客運賃については平均9.6%、通学定期旅客運賃については平均9.9%引き上げた運賃、ただし、いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車す

る場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、(1)二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間（いずみ中央～湘南台間を除く）とにまたがって乗車する場合は、通勤定期旅客運賃については820円の加算額、通学定期旅客運賃については420円の加算額、ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6キロメートル以下の場合は通勤定期旅客運賃については410円の加算額、通学定期旅客運賃については210円の加算額、(2)いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は通勤定期旅客運賃については620円の加算額、通学定期旅客運賃については320円の加算額、同区間と(1)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算した加算額、を最高額とする運賃に変更及び設定する。

2. 軌道の旅客運賃設定認可

〔諮問月日〕	〔事 案 番 号〕	〔申 請 者〕	〔事 案 の 内 容〕
10月 8 日	平10第4007号	多摩都市モノレール株式会社	1. 普通旅客運賃 3キロメートルまで200円、3キロメートルを超え5キロメートルまで240円、5キロメートルを超え6キロメートルまで280円の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃とする。 2. 定期旅客運賃（1か月） 次の割引率で算出した額を最高額とする運賃とする。 (1)通勤定期旅客運賃 35% (2)通学定期旅客運賃 50%

3. 第一種鉄道事業の免許

〔諮問月日〕	〔事 案 番 号〕	〔申 請 者〕	〔事 案 の 内 容〕
12月24日	平10第4009号	帝都高速度交通営団	東京都豊島区西池袋三丁目一東京都渋谷区渋谷二丁目8.9キロメートル

4. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事 案 番 号〕	〔申 請 者〕	〔事 案 の 内 容〕
10月 1 日	平10第5005号	北海道中央バス株式会社	1. 小樽市内の特定地帯における路線 現行の190円均一制運賃を、200円均一制運賃に変更する。ただし、平成11年4月30日までは、190円均一制運賃とする。 2. その他の路線 現行の基準賃率27円90銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）を、基準賃率30円20銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃160円）に変更する。

5. 定期航空運送事業の免許

〔諮問月日〕	〔事 案 番 号〕	〔申 請 者〕	〔事 案 の 内 容〕
10月20日	平10第9043号	全日本空輸株式会社	申請路線：東 京～サンフランシスコ
10月22日	平10第9044号	株式会社日本エアシステム	申請路線：大 阪～松 山
10月27日	平10第9045号	日本航空株式会社	申請路線：新 潟～ホノルル
	平10第9046号	全日本空輸株式会社	申請路線：大 阪～デンバサル
11月17日	平10第9047号	株式会社日本エアシステム	申請路線：東 京～香 港

Ⅳ 運輸審議会公聴会

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 運輸審議会主宰公聴会 | 記 載 事 項 な し |
| 2. 審理官主宰公聴会 | 記 載 事 項 な し |

Ⅴ 運輸審議会意見聴取

1. 運輸審議会主宰意見聴取

○ 北海道国際航空株式会社の定期航空運送事業の免許及び運賃設定認可

〔月 日〕	〔氏 名〕	〔職 名〕	〔備 考〕
10月13日	中 村 晃	代表取締役会長	申 請 者
	中 溪 正 樹	代表取締役社長	
	濱 田 輝 男	代表取締役副社長	
	鈴 木 英 男	取締役技術本部長	
	中 瀬 剣 正	取締役事業本部長	

- | | |
|--------------|-------------|
| 2. 審理官主宰意見聴取 | 記 載 事 項 な し |
|--------------|-------------|

Ⅵ 審理報告書

記 載 事 項 な し

VII 事案処理状況

(平成10年10月1日から
平成10年12月31日まで)

区 分		海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
軽 微 認 定 事 案 件 数		0	3	0	2	1	5	0	1	0	0	12
件 名 表 登 載 事 案 件 数		0	0	0	0	3	1	0	5	0	0	9
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	0	0	0	0	1	1	0	8	0	0	10
	計	0	0	0	0	1	1	0	8	0	0	10
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社
鉄道2は旅客会社貨物会社以外